

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」 ポイント

平成25年12月20日(金)

原子力災害対策本部

原子力被災者生活支援チーム

1. 安倍政権の福島再生への基本方針

東日本大震災からの一日も早い復興・再生を最優先、
とりわけ原子力災害からの福島の復興・再生に向け全力を挙げて取り組む

2. これまでの主な取り組み

12市町村の
区域見直しの完了

【3月7日】原災本部決定 ○富岡町 ○葛尾村 ○浪江町
【5月7日】原災本部決定 ○双葉町
【8月7日】原災本部決定 ○川俣町 (12市町村すべてで区域見直しが完了)

線量水準に応じた
防護措置の検討

8月28日
原子力規制委員会
「帰還に向けた安全・安心対策に
関する検討チーム」発足
11月20日
「帰還に向けた安全・安心対策に関
する基本的考え方」を政府に提出
・帰還後は個人線量重視
・健康不安対策等を充実しつつ、
生活する中で長期的に年間1ミリ
を目指す

賠償の追加の検討

5～6月
原子力損害賠償紛争審査会
委員による現地調査、審査会の現地開催
→新しい賠償指針の策定検討開始
12月 9日 指針骨子案の提示
・帰還時の住居建替え等に伴う追加賠償
・新生活拠点での住居取得に伴う追加賠償
・帰還困難区域等の精神的損害の一括賠償
12月26日 指針の決定(予定)

汚染水問題への対応の検討

4月26日 汚染水処理対策委員会発足
9月 3日 「汚染水問題に関する基本方針」決定
9月10日 廃炉・汚染水対策関係閣僚会議
12月10日 汚染水処理対策委員会にて、予防的・
重層的な対策に係る報告書とりまとめ
**12月20日 「廃炉・汚染水問題に対する追加対策
とりまとめ**

3. 今後の対応の全体像のとりまとめに当たっての3つの基本的な方向性

- (1) **早期帰還支援と新生活支援の両面**で福島を支える
- (2) **福島第一原子力発電所の事故収束**に向けた取組を強化する
- (3) **国が前面に立って**原子力災害からの福島の再生を加速する(国と東電の役割分担) **1**

(1) 早期帰還支援と新生活支援の両面からの福島支援

1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充 (避難指示解除準備区域・居住制限区域を念頭)

- ① **安全・安心対策**(被ばく低減/健康相談)
- ② **帰還に必要な十分な賠償の追加**
- ③ **福島再生加速化交付金**による帰還に向けた環境整備
- ④ 復興の動きと連携した**除染**、現在計画されている除染実施後の更なる取組

↓

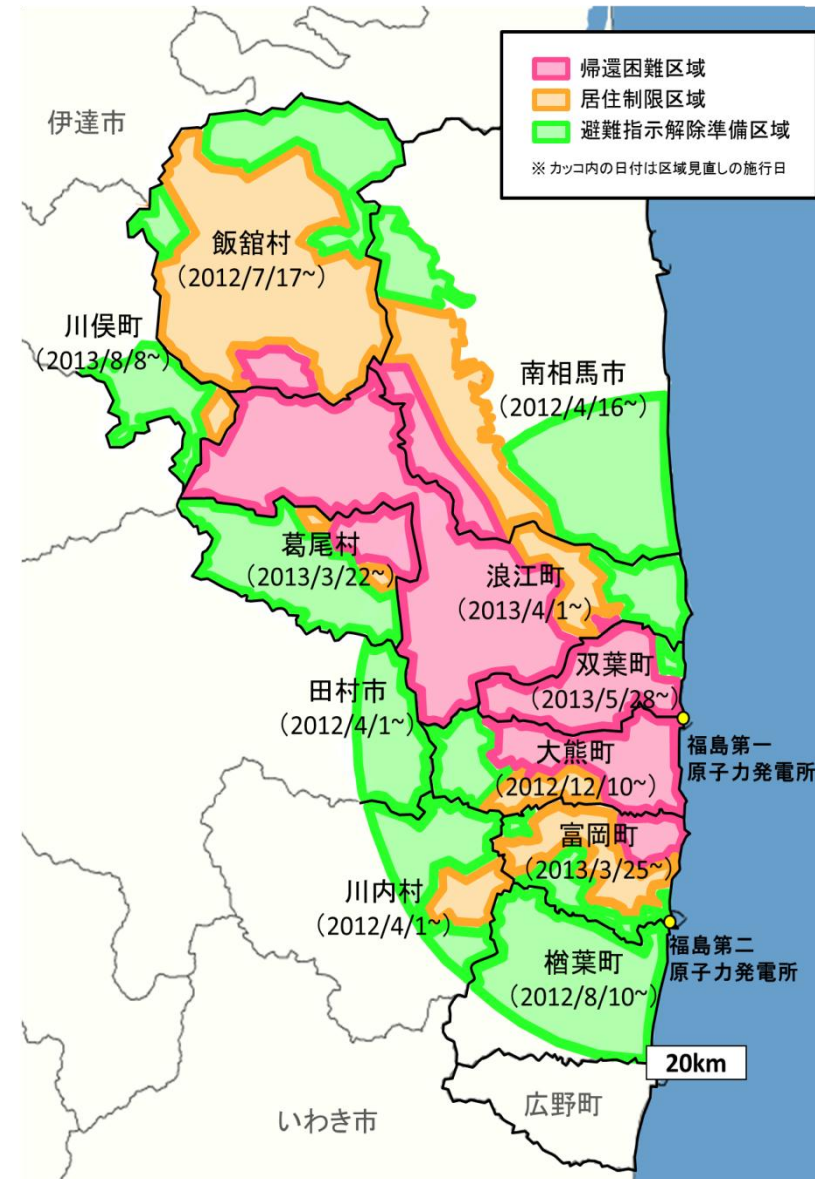
地元と協議しながら
避難指示解除の具体化へ

2. 新たな生活の開始に向けた支援等の拡充 (帰還困難区域等を念頭)

- ① **新生活に必要な十分な賠償の追加**
- ② **区域内外の復興拠点の整備**
- ③ **除染モデル事業**等を踏まえた今後の地域づくりや除染等の取扱いの検討

↓

地元とともに
中長期・広域の将来像の検討具体化へ



(2) 事故収束(廃炉・汚染水対策)に関する万全な対応

福島第一原子力発電所の事故収束(廃炉・汚染水対策)は、福島再生の大前提

- ① 廃炉は、中長期ロードマップを踏まえ、安全かつ確実に進める
- ② 汚染水問題については、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行



国の取組

- ① 予防的・重層的な対策を新たに実施。このうち、技術的難易度が高く、国が前面に出るべき対策は、平成25年度予備費や補正予算も活用
- ② 「廃炉対策推進会議」を、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」に統合・一本化し、国の司令塔機能を強化
- ③ 廃炉推進に向け、内外の専門人材を結集した新たな支援体制を構築する。その際、廃炉支援業務と賠償支援業務の連携の強化に向け、原賠機構の活用も含めて検討

東京電力の取組

廃炉・汚染水対策に優先的かつ持続的に集中して取り組むため、可及的速やかに社内分社化を行うとともに、電力システム改革を踏まえて発電・送配電・小売事業の子会社化を行う

(3) 国と東電の役割分担の明確化 ～賠償、除染・中間貯蔵施設費用に関する具体的な対応策～

- 福島再生には、廃炉・汚染水対策のほか、賠償や除染・中間貯蔵施設事業について、**十分な資金的手当**が必要。福島再生を滞りなく進めるため、**国と東京電力の役割分担**を明確化
- 国民負担を最大限抑制しつつ、電力の安定供給と福島再生を両立

基本的枠組み

- ①賠償は、**東京電力の責任**において適切に行う。実施済み又は現在計画されている**除染・中間貯蔵施設の費用**は、除染特措法に基づき、事業実施後に**東京電力に求償**
- ②必要となる**資金繰り**は、**原子力損害賠償支援機構法**に基づき、支援【**交付国債枠5兆円→9兆円**】

国と東京電力の新たな負担のあり方

- ①現在計画されている**除染事業**の費用相当分【約2.5兆円程度】
－東京電力への求償とした上で、**機構保有の東京電力株式の売却益**により回収を図る
- ②**中間貯蔵施設費用**相当分【約1.1兆円程度】
－東京電力への求償とした上で、**エネルギー特会から原賠機構に交付する資金**により回収
(復興財源や一般会計の財政収支には影響を与えない)

東京電力等の取組

- ①東京電力は、分社化など電力システム改革を先取りして**企業価値を高め**、除染等費用相当分の早期回収・国民負担の抑制を実現
- ②東京電力による前例のない取組に不可欠となる**金融機関の一段の関与・協力**により、東京電力の改革が確実に実行に移され、政府による取組とあいまって福島再生を加速

地元と十分協議しながら、福島再生の道筋を具体化する

福島再生に向けた政府の取組方針

- (1) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充
+
新たな生活の開始に向けた支援の拡充
- (2) 事故収束(廃炉・汚染水対策)への万全な対応
- (3) 国と東京電力の役割分担の明確化



地元と十分に協議し、福島再生の道筋を順次具体化



避難指示解除・早期帰還の実現へ

中長期・広域の地域の将来像の具体化へ